

大田市建築物耐震改修促進計画（改定版）

平成 31 年 3 月

大 田 市

大田市建築物耐震改修促進計画

目 次

第1章 計画策定の基本方針

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の内容	3

第2章 建築物の耐震化の現状と目標の設定

1. 全国で発生した近年の大規模地震	4
2. 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況	5
3. 被害の傾向	11
4. 建築物の耐震化の現状	11
5. 建築物の耐震化の目標設定	17
6. 市有建築物の耐震化の現状について	18

第3章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

1. 基本的な取り組み方針	20
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	20
3. 優先的に耐震化に着手すべき建築物	20
4. 地震発生時に通行を確保すべき建築物	20
5. 地震時の総合的な安全対策	21
6. 地震発生後の応急支援体制	22
7. 地震に伴う土砂災害等による建築物の被害軽減	22
8. 地震保険等への加入促進	22

第4章 その他耐震化を促進するための取り組み

1. 防災マップの作成・活用	23
2. パンフレット等の活用	23
3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導	23
4. 地域住民や関係機関との連携	23
5. 防災教育の普及促進	24
6. 要安全確認計画記載建築物への措置	24

第1章 計画策定の基本方針

1. 計画策定の背景

平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、約26万棟の家屋が全半壊し、6,400余名の貴重な命が失われましたが、このうち地震による直接的な死者数は約5,500人に上り、その約9割にあたる約4,800人は建築物の倒壊等によるものと言われています。この時に大きな被害を受けた建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる新耐震基準※1に適合していない建築物でした。この震災を契機に、建築物の地震に対する安全性の向上等を図ることにより、大規模地震から国民の生命と財産を守ることを目的として、同年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が施行されました。

近年、我が国では新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、能登半島地震（平成19年3月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）等の大地震が頻発しており、島根県近辺においても鳥取県西部地震（平成12年10月、最大震度6強、マグニチュード7.3）、広島県芸予地震（平成13年3月、最大震度6弱、マグニチュード6.7）が発生し、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

国においては、平成17年9月の中央防災会議※2で、被害軽減対策の中でも死者数の軽減に最も効果的である「建築物の耐震化」を社会全体の国家的な緊急課題として位置づけ、大規模地震発生時の切迫性が特に高い東海地震※3及び東南海・南海地震※4の被害想定地域のみならず、全国的な規模で緊急かつ強力に実施することとする「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定されました。これを受け、平成17年10月の特別国会で改正耐震改修促進法が成立し、平成18年1月25日に関係省令及び国土交通大臣が定める基本方針が公布され、翌26日に施行されました。

その後、平成23年3月に「東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）が発生し、マグニチュードはMw9.0と日本の観測史上最大規模の地震となり、この地震とそれによって引き起こされた津波、およびその後の余震は、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらし、日本における戦後最悪の自然災害となるとともに、福島第一原子力発電所事故も引き起こした。このような状況を踏まえ、平成25年11月には、以下の内容の改正が行われました。

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする者が利用する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）や、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や防災拠点建築物（要安全確認計画記載建築物）について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することになりました。
- 耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画※5の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられました。

- 区分所有建築物については、耐震改修の必要性の認定を受けた建築物について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和した。（区分所有法における決議要件が3/4以上から1/2超に）さらに、耐震性に係る表示制度を創設し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できることになりました。

2. 計画の目的

平成7年の兵庫県南部地震の教訓を踏まえて、平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、現在の新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断※6・耐震改修※7を進めることとされました。

本市においては、平成18年の改正耐震改修促進法の施行を受けて、平成21年3月に「大田市建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅及び特定建築物の耐震化率※8を10年後までに少なくとも9割にするという目標及び建築物の耐震化推進に取り組んできました。

その後、平成28年3月の国の基本方針の改正では、住宅の耐震化率を平成32年までに95%とし、平成37年までに「耐震性のない住宅をほぼ解消する」との目標が示されました。

また、平成30年4月9日に大田市東部を震源とした、島根県西部地震（震度5強、マグニチュード6.1）が発生し、市内において負傷者4名、全壊37棟を含む4502棟が被害を受けています。（平成30年12月末現在）

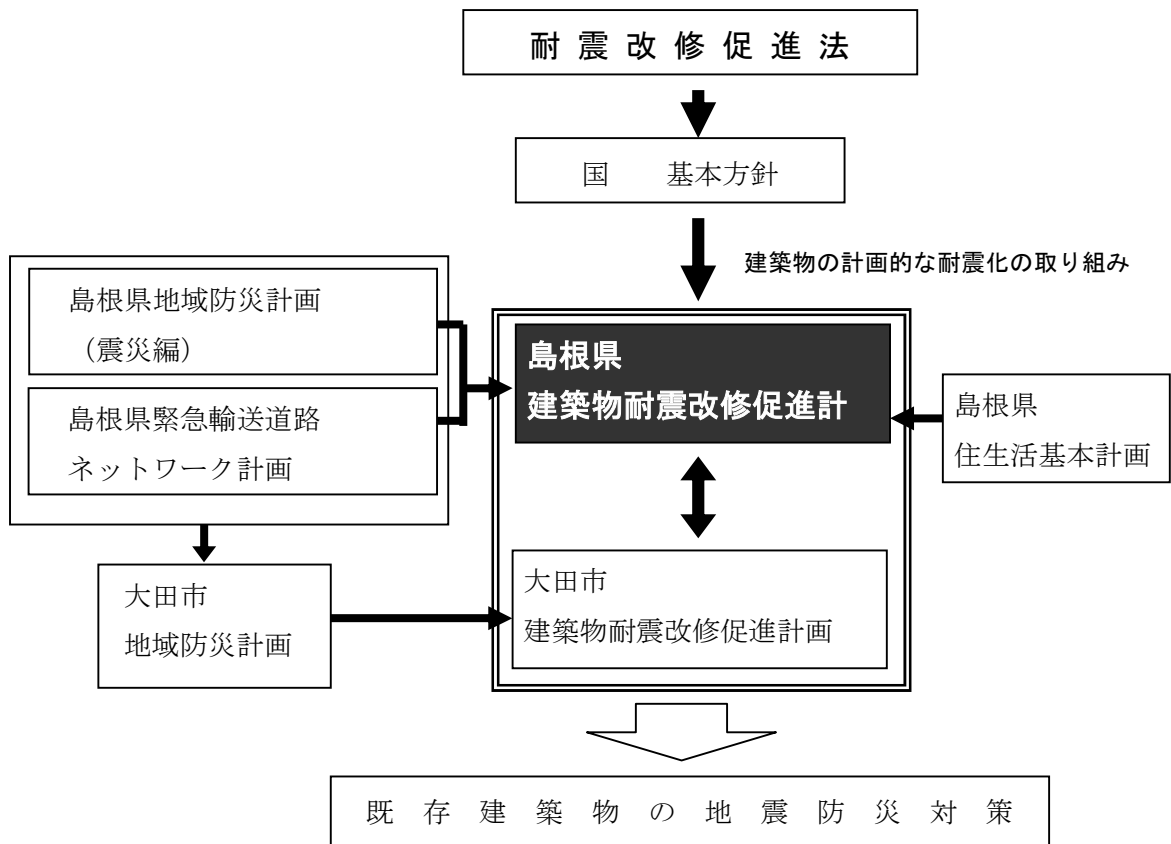
これらを踏まえ平成31年度からの新しい「大田市建築物耐震改修促進計画（以下「計画」という。）」において、改めて耐震化の現状を把握し、耐震診断・耐震改修の実施による建築物の耐震性の向上について目標値を設定した上で、今後本市が建築物の所有者や建築関係団体等と連携して計画的かつ総合的に推進するための施策の基本的な枠組みを定めることを目的としています。

3. 計画の位置づけ

促進計画は、「大田市地域防災計画（震災編）（平成29年7月）」の関連計画として、市内の建築物の現状の把握と目標を設定し、現状に応じた耐震診断・耐震改修に係る施策を計画的に進めることにより建築物の耐震化を推進し、地震災害に強いまちづくりを目指していきます。

また、国の基本方針や島根県の計画との整合を図るとともに、「大田市地域防災計画」などの、本市の既往の防災に係る計画を踏まえたものとします。

図 1-1 計画の位置づけのイメージ



4. 計画の期間

計画期間は平成31年度から平成37年度までとします。なお、関連計画の改訂等が行われたときは、必要に応じて見直すこととします。

5. 計画の内容

計画は、平成25年の改正耐震改修促進法第6条及び平成28年3月に改正された国の基本方針に基づき、次に掲げる事項について定める。なお、耐震化の目標を設定する建築物は、昭和56年5月以前に着工された新耐震基準に適合しない建築物で、住宅及び多数の者が利用する等の建築物（耐震改修促進法第14条各号に掲げる規模、用途）とします。

- 一 市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 市内の建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第3項の規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第2章 建築物の耐震化の現状と目標の設定

1. 全国で発生した近年の大規模地震

近年、全国で発生した大規模地震は、表2-1のとおりです。発生の切迫性が高いとされる東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外の地域においても、全国各地で大規模地震が頻発しており、大規模地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっています。

表 2-1 近年の大規模地震

発 生 年 月 日	名 称	地震の規模 (マグニチュード)	死者/不明 [負傷者] (人)
平成7 (1995) 年1月17日	兵庫県南部地震	7.3	6,434 [43,792]
平成12 (2000) 年10月06日	鳥取県西部地震	7.3	0 [182]
平成13 (2001) 年3月24日	広島県芸予地震	6.7	2 [288]
平成15 (2003) 年9月26日	十勝沖地震	8.0	1 [849]
平成16 (2004) 年10月23日	新潟県中越地震	6.8	67 [4,805]
平成17 (2005) 年3月20日	福岡県西方沖地震	7.0	1 [1,087]
平成19 (2007) 年3月25日	能登半島地震	6.9	1 [356]
平成19 (2007) 年7月16日	新潟県中越沖地震	6.8	15 [2,346]
平成20 (2008) 年6月14日	岩手・宮城内陸地震	7.2	17/6 [426]
平成23 (2011) 年3月11日	東北地方太平洋沖地震	9.0 ^{*1}	19,225/2,614 [6,219] ^{*2}
平成23 (2011) 年4月7日	宮城県沖	7.2	4 [296]
平成26 (2014) 年11月22日	長野県北部	6.7	0 [46]
平成28 (2016) 年4月14日	熊本地震	7.3	88 [2,173]
平成28 (2016) 年10月21日	鳥取県中部地震	6.6	0 [23] ^{*3}

^{*1} 地震の規模（マグニチュード）、ただし、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード

^{*2} 人的被害及び物的被害については、平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の余震による被害及び3月11日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものも含まれます。

^{*3} 平成28年（2016年）鳥取県中部地震は、平成29年1月4日時点。

出典：気象庁HP被害地震資料

兵庫県南部地震の負傷者は、総務省消防庁による

2. 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

大田市について想定される地震の規模及び被害の状況は、平成22年度から24年度に島根県が実施した「島根県地震被害想定調査」に基づき、「大田市地域防災計画(本編)」の中で公表されています。

(1) 想定される地震の規模と震度

◎想定条件

「島根県地震被害想定調査」により、島根県全域において、9地震（陸域5地震、海域4地震）について選定しています。

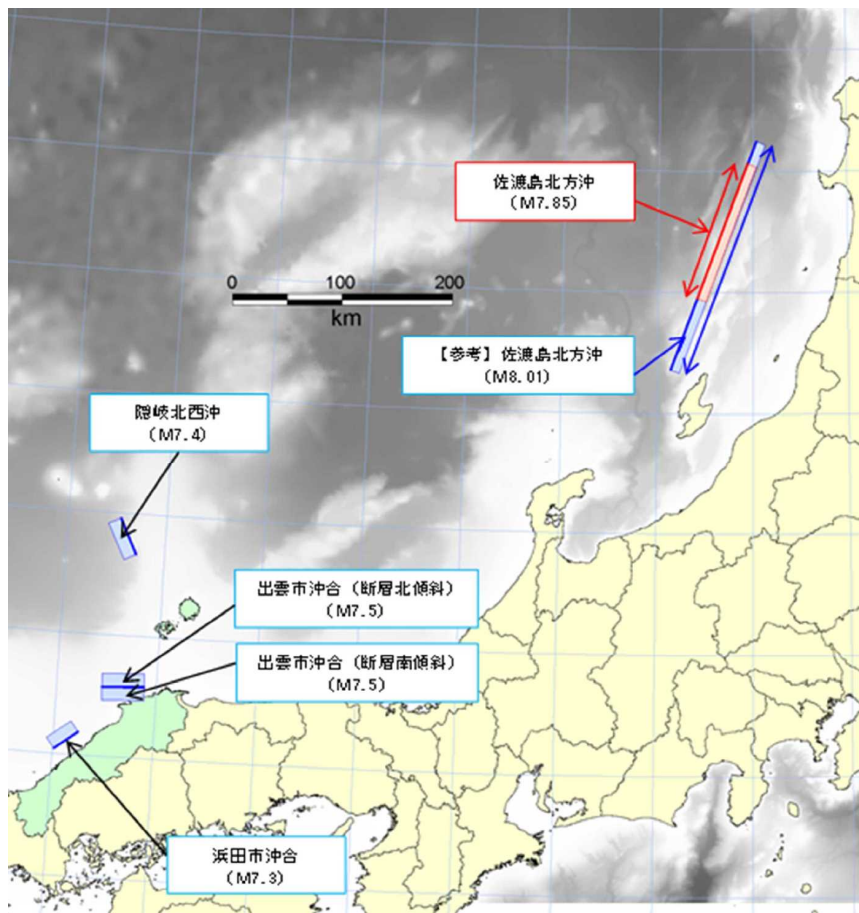
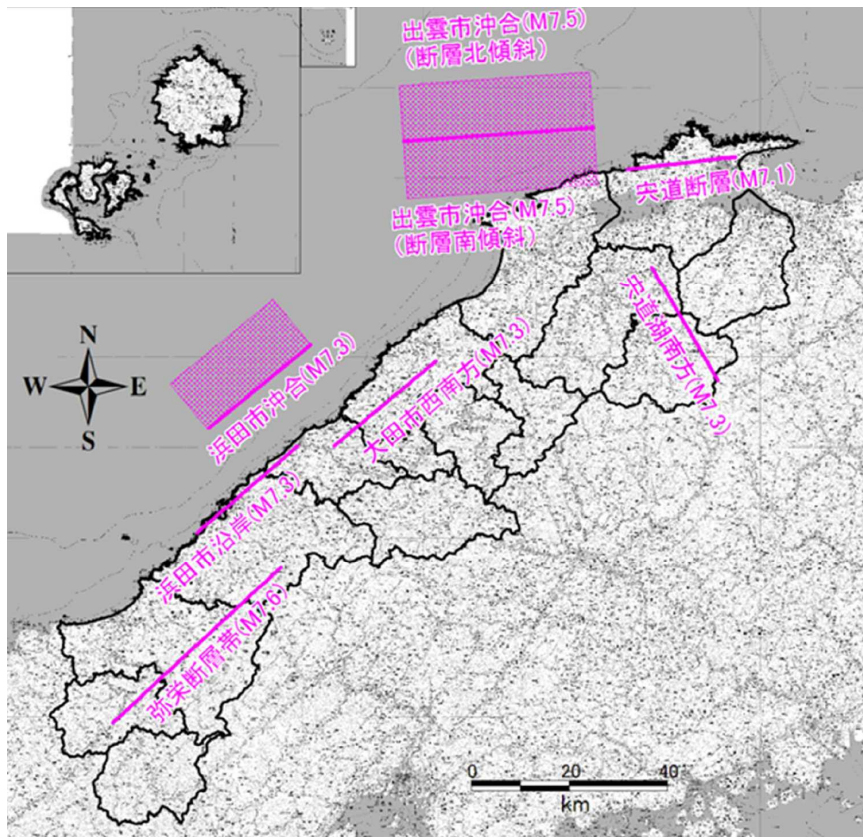
表 2-2 想定地震一覧

	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	佐渡島北方沖の地震 【参考】佐渡島北方沖の地震 (M8.01)	7.85及び 8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜及び南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○		

※ ○：想定対象、—：想定対象外

なお、【参考】「佐渡島北方沖の地震」(M8.01)及び「隠岐北西沖」の地震については、津波浸水想定区域の調査のみ行っています。

図 2-1 <地震動の想定を対象とした地震の断層位置>



(2) 想定される被害の概要 (島根県地震被害想定調査による)

大田市における地震想定は、大田市西南方の地震想定を主にまとめています。

① 地震動、液状化

大田市西南方の地震の震度は7となる。また、液状化については、表層の地盤状況及び地下水位、揺れの大きさから予測しました。大田市西南方の地震では、大田市街地を中心に、液状化危険度が極めて高いです。浜田市、出雲市、美郷町でも極めて高い箇所が見られます。

② 津波の想定

地震の発生した場所から島根県沿岸までの海底地形及び沿岸部の地形や構造物、河川等陸域の状況も考慮し、到達時間及び津波高を算出した。大田市においては、佐渡島北方沖 (M8.01) 地震において、最大津波高さが3.08mともっとも高くなっています。

表2-3 最大津波高さ及び到達時間(大田市)

想定地震	津波の到達時間	最大波の到達時間	津波の最大高さ	最大水位
	(分)	(分)	(m)	(T.P.+m)
佐渡島北方沖 (M7.85)	128	239	2.72	3.22
【参考】佐渡島北方沖 (M8.01)	125	224	3.08	3.58
出雲市沖合 (断層北傾斜)	17	21	1.97	2.47
出雲市沖合 (断層南傾斜)	11	19	1.04	1.54
浜田市沖合	7	11	2.24	2.74
隠岐北西沖	47	53	1.22	1.72

③ 被害想定調査結果

表2-4 (大田市西南方の地震:冬の夕方(18時)の想定)

種別	被害項目	被害単位		被害想定結果	
				全県	大田市
斜面・ため池	危険性の高い急傾斜地	危険度ランクA	(箇所)	96	92
		危険度ランクB	(箇所)	109	80
		危険度ランクC	(箇所)	2,379	42
	危険性の高い地すべり地	危険度ランクA	(箇所)	73	48
		危険度ランクB	(箇所)	74	4
		危険度ランクC	(箇所)	474	—
	危険性の高いため池	危険度ランクA	(箇所)	—	—
		危険度ランクB	(箇所)	1	1
		危険度ランクC	(箇所)	193	6
建物被害	揺れによる建物被害	全壊数	(棟)	251	247
		半壊数	(棟)	2,579	2,497
	液状化による建物被害	全壊数	(棟)	212	41
		半壊数	(棟)	570	85
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数	(棟)	128	124
		半壊数	(棟)	299	290
	津波による建物被害	全壊数	(棟)	想定なし	
		半壊数	(棟)	想定なし	
	被害合計	全壊数	(棟)	591	412
		半壊数	(棟)	3,448	2,872
地震火災	出火件数	全出火数	(件)	3	3
		炎上出火数	(件)	3	3
		延焼出火数	(件)	—	—
	焼失棟数	6時間後	(棟)	13	13
		12時間後	(棟)	13	13
		18時間後	(棟)	13	13
		24時間後	(棟)	13	13
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数	(人)	3	3
		負傷者数	(人)	103	99
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数	(人)	5	5
		負傷者数	(人)	97	94
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数	(人)	0	0
		負傷者数	(人)	4	3
	ブロック塀転倒による死傷者	死者数	(人)	0	0
		負傷者数	(人)	6	6
	津波による死者	死者数	(人)	想定なし	
	火災による死傷者	死者数	(人)	1	1
負傷者数		(人)	2	2	
人的被害合計	死者数	(人)	9	9	
	負傷者数	(人)	212	204	

種別	被害項目	被害単位		被害想定結果	
				全県	大田市
ライフ ライン	上水道	被害箇所数	(箇所)	66	52
		断水世帯数(1日後)	(件)	4,905	4,392
		断水世帯率(1日後)	(%)	2	32
	下水道	被害延長	(km)	251	247
		影響人口	(人)	2,579	2,497
	通信	被害本数	(本)	212	41
		不通回線	(件)	570	85
	電力	被害本数	(本)	128	124
		停電件数	(件)	299	290
	エルピーガス	被害件数	(件)	591	412
交通	橋梁	落橋・大被害	(箇所)	—	—
		大規模損傷	(箇所)	1	
		中規模損傷	(箇所)	43	
		軽微な損傷	(箇所)	147	
	鉄道	不通区間	(駅間数)	—	—
港湾・漁港	被害岸壁・物揚場	(箇所)	24		
生活支障	避難者	避難者数(1～3日後)	(人)	4,817	3,972
	疎開者	疎開者数(1～3日後)	(人)	2,594	2,139
	帰宅困難者	帰宅困難者数	(人)	41,182	1,451
	食糧不足量	食糧需要量	(食/日)	17,341	14,298
		粉ミルク需要量	(g/日)	6,337	5,225
	給水不足量	給水需要量(7日後)	(トン)	35	34
	生活必需品不足量	ほ乳瓶	(個)	113	93
		生理用品	(個)	6,753	5,568
		毛布	(枚)	9,634	7,944
		大人紙おむつ	(個)	1,982	1,634
		子供紙おむつ	(個)	3,664	3,021
	災害廃棄物	災害廃棄物発生量	(千トン)	128	92
	災害用トイレ	災害用トイレ需要	(基)	25	11
	エレベーター停止	停止台数	(基)	422	37
孤立集落の発生	孤立集落発生数	(地区)	—	—	
経済被害	直接経済被害	被害額	(億円)	804	(全県で のみ想定)
	半間接経済被害	被害額	(億円)	708	
	間接経済被害	被害額	(億円)	504	
	経済被害合計	被害額	(億円)	2,016	

表2-5 (佐渡北方沖の地震(M7.85):冬の夕方(18時)の想定)

種別	被害項目	被害単位		被害想定結果	
				全県	大田市
建物被害	津波による建物被害	全壊数	(棟)	174	6
		半壊数	(棟)	587	25
		床上浸水数	(棟)	971	53
		床下浸水数	(棟)	1,505	65
人的被害	津波による死傷者	死者数	(人)	0	0
		負傷者数	(人)	315	23
生活支障	避難者	避難者数(1~3日後)	(人)	3,265	94
	疎開者	疎開者数(1~3日後)	(人)	1,758	51
	食糧不足量	食糧需要量	(食/日)	11,752	338
		粉ミルク需要量	(g/日)	4,295	123
	給水不足量	給水需要量(7日後)	(ト)	10	0
	生活必需品不足量	ほ乳瓶	(個)	77	2
		生理用品	(個)	4,576	132
		毛布	(枚)	6,530	188
		大人紙おむつ	(個)	1,343	39
		子供紙おむつ	(個)	2,483	71
	災害廃棄物	災害廃棄物発生量	(千ト)	7	0
災害用トイレ	災害用トイレ需要	(基)	33	1	
経済被害	直接経済被害	被害額	(億円)	141	(全県でのみ想定)
	半間接経済被害	被害額	(億円)	957	
	間接経済被害	被害額	(億円)	366	
	経済被害合計	被害額	(億円)	1,464	

3. 被害の傾向

大田市周辺でマグニチュード7.0程度の地震が発生した場合、以下のような被害の傾向にあります。

- ・大規模な被害が想定されています。
- ・多くの木造建築物が大きな被害を受け、冬期発生では、火災による焼失数も増加します。
- ・冬期発生では、多数の死傷者、り災世帯及び避難者が想定されます。
- ・がけ崩壊等の危険度の高い箇所が多数分布しており、山間地域やがけ地付近では土砂災害による家屋被害が予想されます。

4. 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅

耐震化率の推計にあたっては、総務省統計局の「住宅・土地統計調査」及び「大田市固定資産概要調書」、「建築確認申請」、「建設リサイクル届」を参考にします。また、耐震診断の市内実施状況に関する統計データがないため、県に準じ基本的に国の推計を利用することとし、特に耐震性が劣るとされる昭和35年以前の住宅については、全て耐震性に劣るものとして耐震化率を推計します。

平成20年度の耐震改修促進計画策定時、大田市における住宅約14,400棟のうち、耐震性を有する住宅は約8,500棟でした。その後の新築・建替・解体等における平成29年度末の耐震化率は63%と推計されます。

表 2-6 大田市内住宅数

(平成30年3月末現在推計)

住宅数 ① (単位：棟)	昭和55年以前 の住宅数 ②	昭和56年以降 の住宅数 ④	耐震性を有する 住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 (%) (⑥÷①)
	耐震性有 ③	耐震性有 ⑤		
14,750	6,920	7,830	9,330	63%
	1,500	7,830		

今後、住宅の建替え等の動向がこのまま推移し、新築・建替・耐震改修等が進むと仮定すると、平成37年度の耐震化率は68%になると推計されます。

(2) 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物とは、耐震改修促進法第14条に規定されている「一定規模以上の多数の者が利用する建築物、一定規模以上の危険物の貯蔵所・処理場、通行を確保すべき道路沿いの建築物」で、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物です。

本計画では、耐震改修促進法を踏まえ、特定既存耐震不適格建築物を以下のように3分類に整理していきます。

表2-7 特定既存耐震不適格建築物一覧

耐震改修促進法における規制対象一覧					
用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上			
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ポールンク場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所					
劇場、観覧場、映画館、演芸場					
集会場、公会堂					
展示場					
卸売市場					
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館					
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿					
事務所					
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場					
公衆浴場					
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

※義務付け対象は旧耐震建築物

* 政令：「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）」

(a) 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物に該当する規模の建築物の現状

表 2-8 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (その1)

(単位:棟)

	建築物数	昭和	昭和	耐震診	耐震診	耐震改 修 実施済 み	耐震診 断未実 施の建 築物数	耐震化率
		56年6 月 以降の 建築物	56年5 月 以前の 建築物	断の結 果、耐 震性 あり	断の結 果、耐 震性 なし			
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に 該当する規模)	153	91	62	25	26	16	11	86%
災害時の拠点となる建築物	122	72	50	20	23	14	7	87%
不特定多数の者が利用する建築物	12	6	6	1	1	1	4	67%
特定多数の者が利用する建築物	19	13	6	4	2	1	0	95%

耐震診断実施の建物数=耐震性あり+耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数=昭和56年5月以前の建築物-耐震診断実施の建築物数

表 2-9 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (その2)

(単位:棟)

	昭和 56 年 6 月 以降の 建築物 ①	昭和 56 年 5 月 以前 の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐 震化率 (%) (⑤/④)
		うち 耐震性有 ③			
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)	91	62	153	132	86%
災害時の拠点となる建築物	72	50	122	106	87%
県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、 幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、 老人ホーム、老人福祉センター、体育館等		34			
不特定多数の者が利用する建築物	6	6	12	8	67%
百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、 遊技場、美術館、博物館、銀行等		2			
特定多数の者が利用する建築物	13	6	19	18	95%
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、 下宿、事務所、病院等		5			

表 2-10 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（公共建築物）

（単位：棟）

	建築物数	昭和 56 年 6 月 以降の 建築物	昭和 56 年 5 月 以前の 建築物	耐震診 断の結 果、耐 震性あ り	耐震診 断の結 果、耐 震性な し	耐震改 修実施 済み	耐震診 断未実 施の建 築物 数	耐震化率
災害時の拠点となる建築物	108	59	49	20	23	14	6	86%
不特定多数の者が利用する建築物	5	3	2	1	1	1	0	100%
特定多数の者が利用する建築物	9	6	3	3	0	0	0	100%

耐震診断実施の建物数＝耐震性あり＋耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数＝昭和56年5月以前の建築物－耐震診断実施の建築物数

表 2-11 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（大田市有建築物）

（単位：棟）

	建築物数	昭和 56 年 6 月 以降の 建築物	昭和 56 年 5 月 以前の 建築物	耐震診 断の結 果、耐 震性あ り	耐震診 断の結 果、耐 震性な し	耐震改 修実施 済み	耐震診 断未実 施の建 築物 数	耐震化率
災害時の拠点となる建築物	88	52	36	10	20	11	6	83%
不特定多数の者が利用する建築物	3	2	1	0	1	1	0	100%
特定多数の者が利用する建築物	2	2	0	0	0	0	0	100%

耐震診断実施の建物数＝耐震性あり＋耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数＝昭和56年5月以前の建築物－耐震診断実施の建築物数

表 2-12 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（民間建築物）

（単位：棟）

	建築物数	昭和 56 年 6 月 以降の 建築物	昭和 56 年 5 月 以前の 建築物	耐震診 断の結 果、耐 震性あ り	耐震診 断の結 果、耐 震性な し	耐震 改修 実施 済み	耐震診 断未実 施 の建築 物数	耐震化率
多数の者が利用する建築物 （特定既存耐震不適格建築物に 該当する規模）	31	23	8	1	2	1	5	81%
災害時の拠点となる建築物	14	13	1	0	0	0	1	93%
不特定多数の者が利用する建築物	7	3	4	0	0	0	4	43%
特定多数の者が利用する建築物	10	7	3	1	2	1	0	90%

耐震診断実施の建物数＝耐震性あり＋耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数＝昭和56年5月以前の建築物－耐震診断実施の建築物数

(b) 危険物関係建築物の耐震化の現状

危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物で、以下の要件に該当する建築物が、大田市内には5棟あり、そのうち昭和56年6月以降着工された建物は2棟、昭和56年5月以前に着工された建物が3棟あります。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物です。

表 2-13 政令で定める危険物の種類と数量

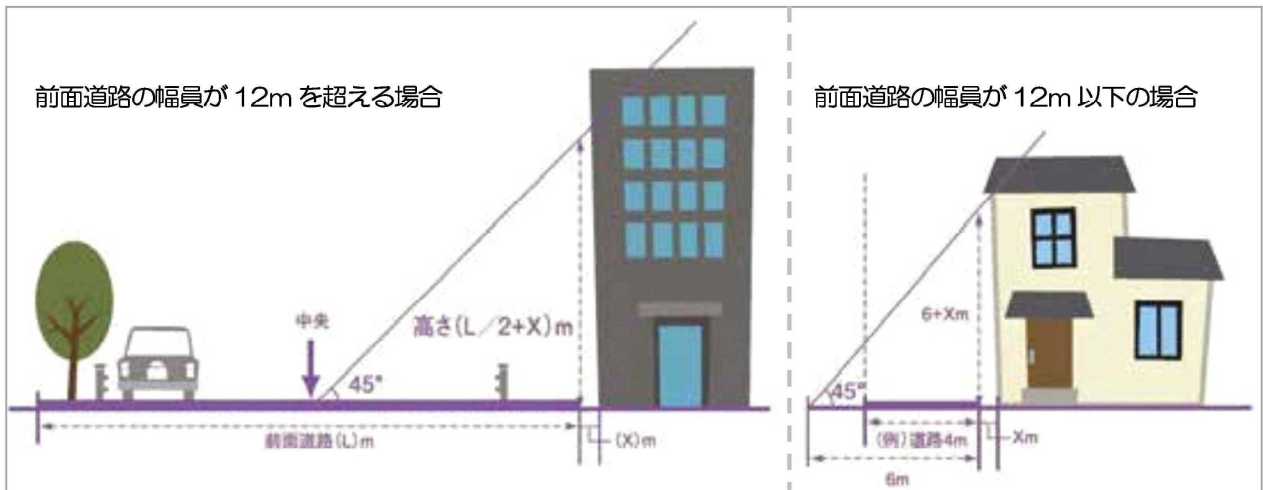
危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び道標備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m ³
④ マッチ	300マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物20t 劇物200t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

(c) 通行を確保すべき道路沿いの建築物

「通行を確保すべき道路沿いの建築物」とは、地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物(通行障害既存耐震不適格建築物)のことで、下図に示すとおり、前面道路幅員によって該当基準が変わります。

図2-2 通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある住宅・建築物



県が「島根県緊急輸送道路※9ネットワーク計画（平成25年6月）」に定める緊急輸送道路のうち、その沿道建築物の状況を調査した結果、昭和56年5月以前に着工された建築物で、道路を閉塞させるおそれのある建築物が大田市内に5棟ありました。

5. 建築物の耐震化の目標設定

（1）住宅について

耐震改修促進法に基づき、平成18年の国の基本方針では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成15年の75%を平成27年度までに90%とする目標が定められました。そして、平成28年3月に改正された国の基本方針において、平成37年までに「耐震性のない住宅をほぼ解消する」との目標が示されました。

島根県では、平成27年度末の住宅の耐震化率が、全国の82%に対し、70%であるため、現実可能な今後10年間で90%に引き上げる目標とされています。

大田市における耐震化率について、現状の63%を、島根県の目標値と同水準の90%まで引き上げることを目標とし、耐震化を推進していきます。

（2）特定既存耐震不適格建築物について

多数の者が利用する建築物の耐震化率については、国の目標（耐震化率を平成25年の約85%から95%とすること）を踏まえ、大田市内の現状86%（島根県：86%）を今後95%まで引き上げることを目標とします。

6. 市有建築物の耐震化の現状について

(1) 耐震化の現状（特定既存耐震不適格建築物の規模に満たないもの）

表 2-14

(平成 30 年 3 月末現在 単位:棟)

分類	用途	種別	建築物 総数 ①	新耐震基 準により 建築され た建築物 ②	旧耐震基準により建 築された建築物 ③		耐震性 を有す る建築 物 ⑤ (②+④)	耐震化 率 (⑤/①)
						このうち耐震 診断等により、 耐震性を有す ると確認され た建築物 ④		
(ア) 災害時の 拠点となる 建築物	庁舎、病院、診療所、 幼稚園、小・中学校(屋 体含む)、福祉施設、 体育館等	特定既存耐 震不適格建 築物の規模 に満たない もの	37	19	18	2	21	57%
(イ) 不特定多 数の者が利 用する建築 物	展示場、図書館、飲食 店、ホテル・旅館、集 会所、公民館等	特定既存耐 震不適格建 築物の規模 に満たない もの	77	55	22	5	60	78%
(ウ) 特定多数 の者が利用 する建築物	寄宿舍、市営住宅、教 職員住宅等	特定既存耐 震不適格建 築物の規模 に満たない もの	112	64	48	35	99	88%
	その他の建築物	特定既存耐 震不適格建 築物の規模 に満たない もの	16	13	3	0	13	81%
市有建築物 合計			242	151	91	42	193	80%

※市所有の建築物の内、文化財、消防詰所・車庫類、自動車車庫、倉庫類、公衆便所、公園等の管理棟・東屋などに該当する建築物及び、現在使われていない建築物は除いています。

※耐震性を有する建築物とは、新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性有りと判断されたもの、耐震改修実施済みのものです。耐震診断未実施の建物については、今後、耐震診断未実施の建築物については、耐震診断により耐震性の有無を確認していく必要があります。

市有建築物の総棟数は336棟で、その中で特定既存耐震不適格建築物の規模に満たない建築物は242棟あります。

内訳は、新耐震基準により建築された建築物は151棟、旧耐震基準により建築された建築物は91棟あり、そのうち耐震診断の結果と耐震改修工事を実施して、耐震性を有していると確認されたものは42棟でした。市有建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物の規模に満たない建築物で、耐震性を有していると判断される建築物は193棟で、耐震化率は80%となります。これらの中には、地震時を除いた避難所等になっているものもあります。

(2) 耐震化の進め方

耐震改修促進法では、大規模地震時に人的および経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を、耐震化を図るべき建築物とし、国の基本方針で耐震化率の目標が掲げられています。

市有の特定既存耐震不適格建築物の規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があり、それらについては、関係部局と連携して耐震化を進めていくこととします。

第3章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

1. 基本的な取り組み方針

地震による建築物の倒壊は、その建築物を使用する者に対して大きな被害を引き起こします。また、個々の建築物の耐震化が進んでも、周辺の建築物の耐震化が遅れば、地震の発生時にその地域全体が被災してしまう可能性もあります。建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための必要な施策を講じていくことを基本方針とします。

2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市民に対して、建築物の耐震診断および耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うと共に、耐震化の現状と設定した耐震化目標に鑑み、空家を含め必要性が認められるものについて国の補助事業等を活用して、耐震診断・改修設計・改修・除却費に対する助成を行います。また、市民が安心して耐震診断・改修設計及び耐震改修を依頼できるように、耐震診断や耐震改修に係る相談に応じる窓口の設置を引き続き行います。

3. 優先的に耐震化に着手すべき建築物

次の建築物について優先的に耐震化を図ります。

1. 要安全確認計画記載建築物（防災拠点、避難所及び緊急輸送道路沿道建築物）。
2. 避難所となる学校・体育館・集会所などの施設。
3. 不特定多数の人が利用する店舗・ホテル・集会場などの施設。
4. 昭和56年5月以前に着工された住宅。

4. 地震発生時に通行を確保すべき建築物

島根県建築物耐震改修促進計画において、緊急輸送道路ネットワーク計画に定められた避難路沿道で、法第7条柱書及び同条第2号の規定により、「要安全確認計画記載建築物」として耐震診断結果の報告が義務化された通行障害既存耐震不適格建築物について、市は耐震診断の実施に要する補助金制度を創設します。

5. 地震時の総合的な安全対策

(1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀については、地震時に通行人に被害を与えるだけでなく、避難や救助活動の妨げにもなり、建築物と同様、ブロック塀の安全対策が重要であるため、自治会等を通じての安全対策について周知するとともに、自治会活動を通して危険箇所を防災マップに表示するなど自治会レベルの被害防止対策を促進させます。

また、ブロック塀の代わりに景観向上にも役立つ生け垣等を設置するよう啓発を行い、島根県西部地震において被災したブロック塀もあることから、危険性が高く通行に支障をきたす恐れのあるブロック塀の撤去について補助金の創設に努めます。

(2) ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスについては、建築基準に適合しない窓ガラスを有する建築物の所有者・管理者に対して耐震診断及び耐震改修時に改善指導を行います。

天井についても、建築基準法施行令第39条第3項及び平成25年国土交通省告示第771号（特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造を定める件）に該当する特定天井を対象に、当該告示への適合が求められていることから、必要な指導を行います。

(3) 住宅の家具転倒防止対策

地震による住宅内の死亡・負傷事故を防止するためには、安全な室内空間づくりを行う必要があります。このため、耐震診断・耐震改修の啓発にあわせ、家具・家電製品等の家財が凶器とならないよう、転倒・移動防止対策や配置方法等について必要な情報提供を行います。

(4) 地区ごとの地震防災・避難計画の策定

市街地の整備には長い年数を要することから、地域又は集落ごとに地震防災・避難計画を策定し、不慮の地震災害に備えておく必要があります。これは、自治会で作成する身近な地震防災マップを基に策定するものであり、市や自主防災組織及び自治会が協議して、消火・救助・避難活動及び危険箇所の改善等に関する方策を定め、自治会での防災訓練等に活用します。

(5) 後退ルールに基づく狭あい道路の拡幅整備

都市計画区域内にある狭あい道路が改善されないのは、建築基準法第42条第2項の救済規定を受けた道路沿いの建築物等が適法に後退していないことが大きな要因となっています。

このため、密集市街地のうち狭あい道路のある地域においては、住宅敷地の所有者に市の補助金制度を活用してもらい、狭あい道路の拡幅につながるようにしていきます。

6. 地震発生後の応急支援体制

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊ならびに瓦や外壁など建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係わる二次的被害※10が発生することがあります。

このため、被災建築物の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険(赤)」「要注意(黄)」「調査済(緑)」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として大変重要となります。

市は、「大田市地域防災計画」に基づく判定実施本部等の設置、県に対する応急危険度判定士の派遣要請及びその受入に必要な体制の整備に努めます。また、危険度判定の対象が多い場合に備え、建築関係団体との協力体制の確立に努めます。

7. 地震に伴う土砂災害等による建築物の被害軽減

地震等に伴う土砂災害は、建築物の耐震性の有無に拘わらず、家屋被害やそれに伴う人的被害が予想されるため、その危険性、また被害軽減のための対応策等の情報提供をすることにより、住民の意識啓発に努めます。

8. 地震保険等への加入促進

地震により家屋が倒壊した被災者は自力で住宅の復旧を行わざるを得なく、被災地域の復旧が円滑に進まない恐れもあることから、市広報及びホームページ掲載等により、民間損害保険会社の地震保険又は火災に加え地震被害も補償する建物更生共済（建更）等の加入促進に向けた情報提供に努めます。

第4章 その他耐震化を促進するための取り組み

1. 防災マップの作成・活用

地域の防災性を高め、災害に強いまちづくりを推進するためには、市民の一人ひとりが自分の住んでいる地域の危険度について正しく理解し、日頃から災害への備えと十分な対策を講じておくことが重要です。

平成27年度に市内の全戸に配布した「大田市防災ハザードマップ」とホームページで公表されている「想定される大規模地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）」を活用し、市の防災部局と連携を取り、市民の防災意識の啓発を図っていきます。

2. パンフレット等の活用

地震防災に関する意識啓発と知識普及を図り、耐震診断及び耐震改修につなげていくため、国、県、日本建築防災協会作成のパンフレットを活用すると共に、市独自の事業については広報に掲載する等、市民への周知を図ります。また、市のホームページに、耐震化に役立つ情報や事例を掲載する団体等のホームページへリンクを貼るなどの方法により、より多くの情報を市民に提供します。

3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事や増改築工事の機会に同時に耐震改修工事を実施することにより、それぞれの工事を別々に行うよりも効率的で費用も安く済みます。

このため、リフォーム等を検討している建築主や事業者等に対して、建築関係団体と連携し、この機を捉えた耐震改修の利点や耐震改修の重要性を周知・啓発し、耐震化の促進に努めます。

4. 地域住民や関係機関との連携

(1) 地域住民との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」自助と「自らの地域は皆で守る」共助であり、地域が連携して地震対策を講ずることが重要です。そのため、市は自治会等の自主防災活動の支援に努め、地域住民自らが行動できるよう意識啓発を図っていきます。

(2) 建築関係団体との連携

建築物の現状調査や耐震診断の実施、耐震補強などを円滑に実施するためには、必要な人材の育成や建築物の耐震化に係る技術や知識の獲得など、建築士や建設業等の建築関係団体が主体的な役割を果たすことが極めて重要となります。

このため、それぞれの団体の役割分担や活動内容を調整し、相互に連携協力して諸事業に取り組むことができるよう、情報提供や普及啓発を図っていきます。

5. 防災教育の普及促進

学校においては、子どもの頃から災害時に対応できる力を身につけるとともに、平素から備えの重要性を学ぶことが必要です。学校ごとに、教師に対する防災教育、防災計画に定める遵守事項、児童生徒に対する防災教育及び指導方法、災害時における任務及び責任等について年度計画が作成されています。その計画に基づき、学校と連携を図りながら防災教育の普及促進に努めます。

6. 要安全確認計画記載建築物への措置

(1) 耐震診断の義務付け

島根県は、「島根県建築物耐震改修促進計画（平成29年3月）」で大規模な地震の発生により建築物が倒壊した場合に被災者救援・救護活動、消火活動等の災害応急対策に重大な支障をきたすことがないように、法第5条第3項第1号に基づく「公益上必要な特定既存耐震不適格建築物」と法第5条第3項第2号に基づく道路を指定して、その道路沿いにある「通行障害既存耐震不適格建築物」を「要安全確認計画記載建築物」として指定し、対象建築物の耐震診断結果の報告を義務付けました。

本計画では、「島根県建築物耐震改修促進計画（平成29年3月）」を基に公益上必要な特定既存耐震不適格建築物と通行障害既存耐震不適格建築物について、次のとおり措置を行うこととします。

(2) 公益上必要な特定既存耐震不適格建築物について

法第5条第3項第1号に基づき、大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物で耐震基準を満たさないとして次のとおり指定されたものについて、その対応を検討します。

表 4-1 公益上必要な特定既存耐震不適格建築物一覧表

所有者	災害時の用途	施設名称	所在地
大田市	防災拠点	大田市役所本庁舎	大田町大田口 1111
		大田市役所仁摩支所	仁摩町仁万 562-3

※ 指定時点において、耐震診断・耐震改修の実施等により「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされている建築物や今後、新築・改築又は改修により耐震性能が確保されることが確実なものは除外している。

(3) 通行障害既存耐震不適格建築物の指定

法第5条第3項第2号に基づく耐震診断の結果が義務付けとなる道路及びその道路沿いにある通行障害既存耐震不適格建築物を次のとおり指定し、耐震診断を実施します。

表 4-2 耐震診断の結果が義務付けとなる道路一覧表

道路種別	路線名	区間
一般国道	国道 9 号	出雲市境～江津市境
一般国道	山陰道（国道 9 号 多伎朝山道路）	全線
一般国道	山陰道（国道 9 号 朝山大田道路）	全線
一般国道	山陰道（国道 9 号 仁摩温泉津道路）	全線
一般国道	国道 375 号	国道 9 号交点～美郷町境
主要地方道	県道 46 号（大田桜江線）	国道 375 号交点～大田市立病院

表 4-3 通行障害既存耐震不適格建築物一覧表

路線名	所在地	件数
国道 9 号	朝山町地内	1 件
国道 9 号	温泉津町地内	1 件
国道 375 号	大田町地内	2 件
国道 375 号	川合町地内	1 件
合計		5 件

【参考資料】

参考資料 1 用語解説

参考資料 2 緊急輸送道路

参考資料 2－1 緊急輸送道路網図
(島根県全域 平成 25 年 6 月 1 日時点)

参考資料 2－2 緊急輸送道路網図
(県央県土整備事務所大田事業所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点)

参考資料 1 用語解説

【新耐震基準】 (P1 ※1)

昭和53年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に施行された耐震基準で、それまでの基準と区別するために「新耐震基準」と呼んでいます。

新耐震基準では、中程度（震度5程度）の地震においては建築物が壊れないようにすること、強い地震（震度6程度）の地震においては建築物の倒壊を防いで中にいる人の安全を確保することを目的としています。

【中央防災会議】 (P1 ※2)

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要項目の審議等を行っています。

【東海地震】 (P1 ※3)

駿河湾内に位置する駿河トラフで周期的に発生する海溝型地震のことで、マグニチュード8規模の地震が発生して神奈川県から愛知県にかけての広い範囲で強い揺れが起こり、津波による大きな被害も起こることが想定されています。

【東南海・南海地震】 (P1 ※4)

プレート境界型地震であり、歴史的に見て100～150年程度の間隔でマグニチュード8規模の地震が発生しています。最近では昭和19年及び21年に発生していることから、今世紀前半にも極めて大規模な地震・津波被害が発生する恐れがあるとされています。

【耐震改修計画】 (P1 ※5)

建築物の耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修の計画について認定を申請することができる。この計画が建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項各号に掲げる基準に該当するときは、認定を行うこととされている。

【耐震診断】 (P2 ※6)

地震等の揺れによる建物の被害の大きさや安全性を調査した上で、専門的な構造計算によりそれを数値化して判断することです。建物の形状や躯体の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れ・変形等による損傷具合等を総合的に勘案して判断されます。

【耐震改修】 (P2 ※7)

地震に対する安全性の向上を目的として、増築・改築・修繕若しくは模様替え、又は、敷地の整備等を行って耐震性を強化する補強工事のことです。一般的には、柱・梁・壁・床等を補強して強度を増加させるか、又は、建物のねばり強さを増加させる等の方法で建築物の耐震性能の向上を図ります。

【耐震化率】 (P2 ※8)

「全ての建築物」に対する「耐震性ありの建築物」の割合をいう。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{耐震性ありの建築物}}{\text{全ての建築物}}$$

耐震性あり：・ S 56.6以降の建築物
・ S 56.5以前の建築物で耐震性が確認されたもの
・ 耐震改修済みの建築物

【緊急輸送道路】 (P17 ※9)

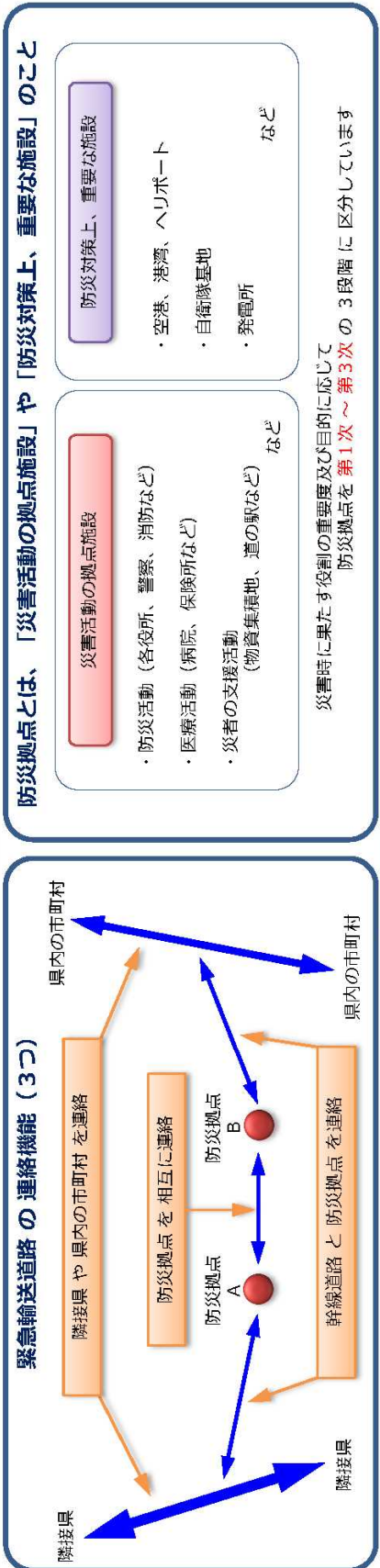
災害発生時における被災者の避難及び被災者の生活を確保する物資運送等のために利用する路線として指定する道路のことです。

(参考資料2)

【二次的被害】 (P22 ※10)

大地震の発生で直接受ける被害でなく、大地震による被害に起因して発生する災害のことです。建築物に係る二次的災害としては、余震による家屋・ブロック塀等の倒壊や瓦・外壁の落下、窓ガラスの飛散、家具転倒、エレベータの閉じ込め等があります。

緊急輸送道路：被災地での活動や支援に必要な人員や物資を輸送するための道路



防災拠点とは、「災害活動の拠点施設」や「防災対策上、重要な施設」のこと

- | | |
|---|---|
| <p>災害活動の拠点施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動（各役所、警察、消防など） ・ 医療活動（病院、保険所など） ・ 災害の支援活動（物資集積地、道の駅など） | <p>防災対策上、重要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港、港湾、ヘリポート ・ 自衛隊基地 ・ 発電所 |
|---|---|
- など

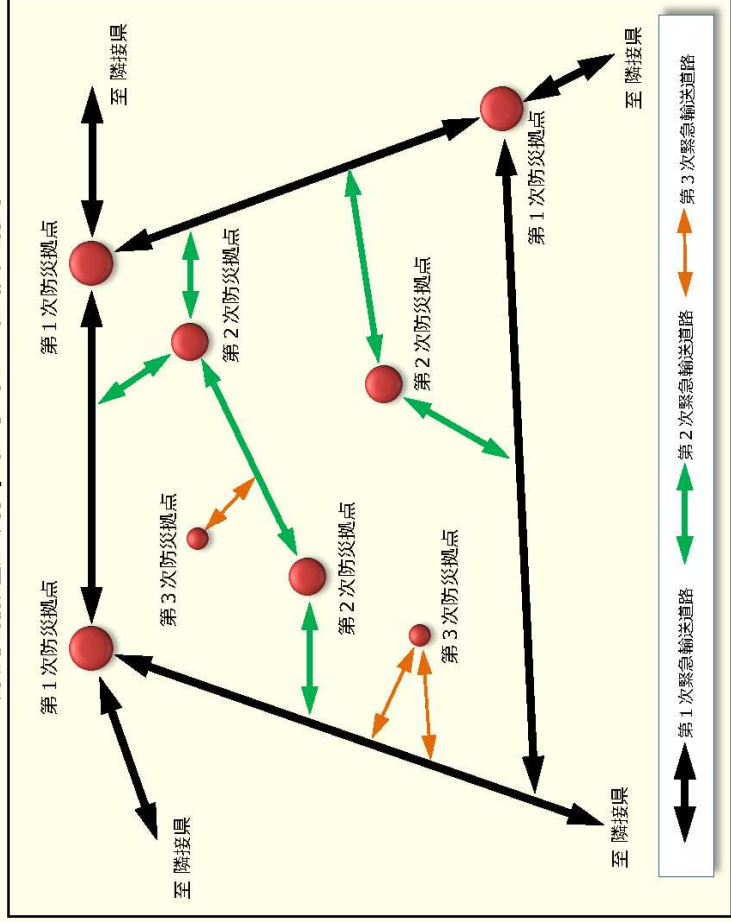
災害時に果たす役割の重要度及び目的に応じて
防災拠点を 第1次～第3次の3段階に区分しています

緊急輸送道路の区分

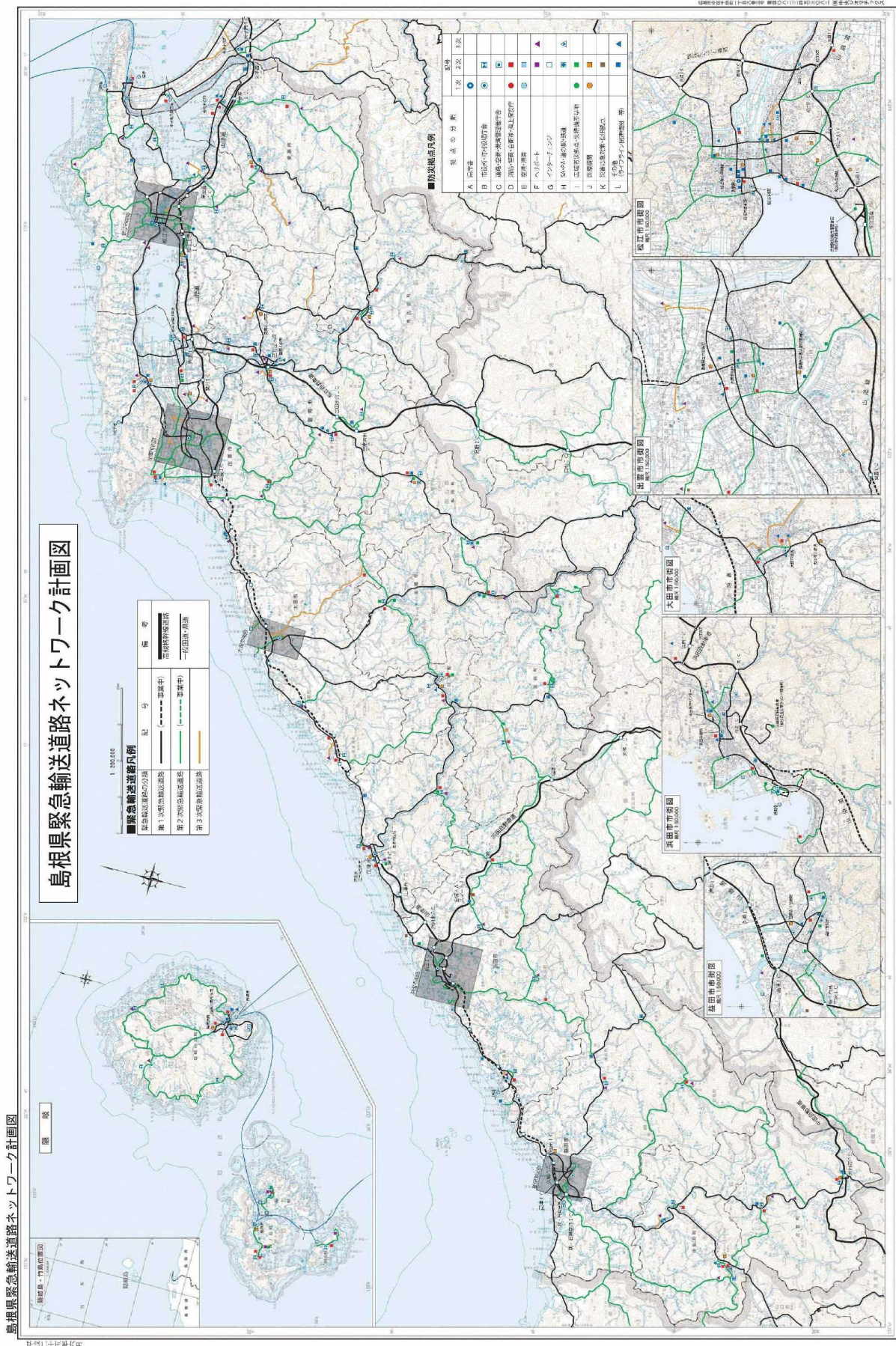
緊急輸送道路は、災害発生後の利用特性により以下の3つに区分されます

- | |
|---|
| <p>第1次緊急輸送道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自他県と隣接県との広域的な連携を確保するルート ◆ 第1次防災拠点を連絡するルート
(県庁所在地、地方中心城市及び空港・重要港湾、災害医療拠点などを連絡する道路網) |
| <p>第2次緊急輸送道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県内市町村相互の連携を確保するルート ◆ 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡するルート
(第1次緊急輸送道路と町村役場、公共機関や自衛隊など主要な防災拠点を連絡する道路) |
| <p>第3次緊急輸送道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡するルート |

緊急輸送道路ネットワーク模式図



参考資料 2-1 緊急輸送道路網図（島根県全域 平成 25 年 6 月 1 日時点）



参考資料 2-2 緊急輸送道路網図 (県央県土整備事務所大田事業所管内 平成25年6月1日時点)

